

**漁業法第 32 条第 2 項の規定に基づき鹿児島県知事が行う
助言、指導又は勧告に関する運用指針**

鹿児島県

第 1 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）を除く。）

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）を除く。以下第 1 において同じ。）に係る漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 32 条第 2 項の規定に基づく助言、指導又は勧告の運用は、次の 1，2 に定めるとおりとする。

1 法第 32 条第 2 項第 1 号に掲げる場合

(1) 次の表のとおり助言又は勧告する。

ある特定水産資源に係る 1 つの知事管理区分における漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合	当該知事管理区分において当該特定水産資源の採捕をする者に対して知事がする助言又は勧告の内容
90 パーセントを超えたとき	漁獲量の急激な積み上がりを避けるような措置（輪番休漁等）を実施するよう助言
95 パーセントを超えたとき	今後、法第 33 条第 2 項第 1 号の規定に基づく採捕の停止を命令する可能性があることから、当該知事管理漁獲可能量の超過を未然に防止するような具体的な管理措置（当該特定水産資源を目的とした操業の停止等）を実施するよう勧告

(2) (1) の規定にかかわらず、当該特定水産資源の特性及びその採捕や資源管理の実態等を勘案し、当該知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕する当該特定水産資源の漁獲量の値が、当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りでない。

2 法第 32 条第 2 項第 2 号に掲げる場合

(1) 次の表のとおり指導する。

ある特定水産資源に係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量の当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の合計に占める割合	当該全ての知事管理区分のいずれかにおいて当該特定水産資源の採捕をする者に対して知事がする指導の内容
90 パーセントを超えたとき	今後、法第 33 条第 2 項第 2 号の規定に基づく採捕の停止を命令する可能性があることから、当該特定水産資源の採捕を抑制するよう指導

- (2) (1)の規定にかかわらず、当該特定水産資源の特性及びその採捕や資源管理の実態等を勘案し、当該全ての知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕する当該特定水産資源の漁獲量の値が、当該全ての知事管理区分における知事管理漁獲可能量の合計の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りでない。

第2 くろまぐろ(小型魚)

くろまぐろ(小型魚)に係る法第32条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告の運用は、次の1、2に定めるとおりとする。

1 法第32条第2項第1号に掲げる場合

- (1) 次の表のとおり助言又は勧告する。

くろまぐろ(小型魚)に係る1つの知事管理区分における漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合	当該知事管理区分においてくろまぐろ(小型魚)の採捕をする者に対して知事がする助言又は勧告の内容
80パーセントを超えたとき	漁獲量の急激な積み上がりを避けるような措置(輪番休漁等)を実施するよう助言
90パーセントを超えたとき	今後、法第33条第2項第1号の規定に基づく採捕の停止を命令する可能性があることから、生存個体は放流する、くろまぐろ(小型魚)の採捕はやむを得ない混獲のみとする等の措置により、漁獲量を最小限に留めるよう勧告

- (2) (1)の規定にかかわらず、くろまぐろ(小型魚)の特性及びその採捕や資源管理の実態等を勘案し、当該知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するくろまぐろ(小型魚)の漁獲量の値が、当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りでない。

2 法第32条第2項第2号に掲げる場合

- (1) 次の表のとおり指導する。

くろまぐろ(小型魚)に係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量の当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の合計に占める割合	当該全ての知事管理区分のいずれかにおいてくろまぐろ(小型魚)の採捕をする者に対して知事がする指導の内容
80パーセントを超えたとき	今後、法第33条第2項第2号の規定に基づく採捕の停止を命令する可能性があることから、くろまぐろ(小型魚)の採捕を抑制するよう指導

- (2) (1)の規定にかかわらず、くろまぐろ（小型魚）の特性及びその採捕や資源管理の実態等を勘案し、当該全ての知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するくろまぐろ（小型魚）の漁獲量の値が、当該全ての知事管理区分における知事管理漁獲可能量の合計の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りでない。

第3 くろまぐろ（大型魚）

第2の規定は、くろまぐろ（大型魚）に係る法第32条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告について準用する。

附 則
(施行期日)

- 1 この指針は、令和3年4月1日から施行する。